

●香川県告示第174号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和6年8月23日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

令和6年度香川県脳卒中患者実態調査

(2) 目的

香川県の脳血管疾患の受療率は全国より高く、年齢調整死亡率は年々減少傾向であるものの、令和4年の人口動態調査によると、脳血管疾患による死亡者数は、死因の4位859人（6.3%）となっており、脳卒中对策は重要な課題である。そこで、香川県における脳卒中患者の治療の実態を明らかにし、効果的な脳卒中对策を検討する基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

県内の脳卒中急性期治療に係る医療機関

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

病院名、急性病床数、CTの有無、MRIの有無、DSA装置の有無、頸動脈エコーの可否、脳神経外科門医の在籍数及び脳卒中専門医の在籍数など

(2) 基準となる期日

令和6年1月1日現在（一部の調査事項については令和5年の1年間）

4 報告を求める者

(1) 数

21医療機関

(2) 選定の方法

調査業務を委託する香川大学医学部脳神経外科が、県内の脳卒中急性期治療に係る医療機関から調査に適切な医療機関を選定する。

5 報告を求めるために用いる方法

香川大学医学部脳神経外科が作成したWeb回答フォームにアクセスするためのURLが記載された調査依頼票を、調査対象医療機関に電子メールで送信し、又は紙媒体で配布し、当該医療機関の担当者がWeb回答フォームから回答し、香川大学医学部脳神経外科が回答を集約する。

6 報告を求める期間

令和6年9月上旬から同年10月下旬まで